



宮 崎 県 公 報

平成22年 5 月31日 (月曜日) 第 2187 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1

頁

- 道路の供用の開始 (3 件) …………… (道路保全課) 1
- 自転車歩行者専用道路の指定の解除…………… (“) 2
- 公安委員会告示
- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指
定…………… 2

告 示

宮崎県告示第 313号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第13条第 1 項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成22年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
22年-1	書籍	子連れオオカミ (2010年 1 月 7 日発行)	株式会社竹書房	平成22年 5 月14日
22 - 2	書籍	美少女秘密体験 (2010年 2 月19日発行)	有限会社クイン出版	
22 - 3	書籍	麗人 5 月号 2010 (平成22年 4 月 9 日発行)	株式会社竹書房	
22 - 4	書籍	プッシュ!! 2010 06 (平成22年 4 月21日発行)	株式会社マックス	
22 - 5	書籍	同人魂 18 (平成22年 4 月10日発行)	三和出版株式会社	
22 - 6	書籍	チャンプロード 6 月号 通巻 272号 (2010年 6 月 1 日発行)	(株)笠倉出版社	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 314号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月31日から平成22年 6 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

19号	右松字長畑 410番 1 地 先から同市 大字岡富字 九榎園 688 番 6 地先ま で	新	39.0 8.8 ~ 39.0 31.0 ~ 57.2	2399.1 2262.4
-----	--	---	---	------------------

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2	西都市大字	旧	8.8 ~	2399.1

宮崎県告示第 315号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月31日から平成22年 6 月14日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市大字 右松字長畑 410番 1 地 先から同市 大字岡富字 九柵園 688 番 6 地先ま で	平成22年 6 月 1 日

宮崎県告示第 316号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月31日から平成22年 6 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	西都市新町 二丁目15番 地先から同 市大字右松 字北鶴 560 番 1 地先ま で	平成22年 6 月 1 日

宮崎県告示第 317号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月31日から平成22年 6 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
240	県道	日豊海 岸北川 線	延岡市須美 江町 223番 2 地先から 同市同町 6 50番地先ま で	平成22年 5 月31日

宮崎県告示第 318号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の13第 5 項の規定により、自転車歩行者専用道路の指定を次のとおり解除する。

なお、関係図面は、平成22年 5 月31日から平成22年 6 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線名	区 間	延 長 (メートル)	解除の期日
宮崎佐 土原西 都自転 車道線	西都市大字岡富字船倉下12 36番 1 地先から同市大字右 松字池平 6 番 1 地先まで	783.6	平成22年 6 月 1 日
	西都市大字岡富字九柵園 6 76番 4 地先から同市大字三 宅字次郎左衛門 482番 5 地 先まで	1586.2	

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第49号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 4 条の 3 第 2 項及び第12条の 3 の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成22年 5 月31日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

1 医師の氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者

- (1) 医師の氏名
橋口浩志、河野次郎、松田裕及び渡路子
- (2) 勤務する病院名
宮崎県病院局県立宮崎病院
- (3) 病院の所在地
宮崎市北高松町 5 番30号
- (4) 診断の対象者
次に掲げる者であるかどうかについて調査の必要のある者を対象とする。
ア 法第 5 条第 1 項第 3 号に規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）で定める病気にかかっている者
ア) 統合失調症
イ) そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
エ) アからウ)までに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
イ 法第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる者
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ウ 法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる者

自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

エ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 16 項に規定する認知症である者

2 指定年月日

平成22年 5 月20日